

日本の社外取締役と 改正会社法

株式会社クロスフィールド
四戸 裕一郎

1. はじめに

去る平成 26 年 6 月 20 日、「会社法の一部を改正する法律案」が参議院で可決・成立しました。施行期日は、公布の日から起算して 1 年 6 月を超えない範囲内において政令で定める日としており、平成 27 年 4 月に施行されることが見込まれています。

今回の改正は、株式会社をめぐる最近の社会経済情勢に鑑み、社外取締役等による株式会社の経営に対する監査等の強化、並びに株式会社及びその属する企業集団の運営の一層の適正化等を図ることを目的としており、コーポレート・ガバナンスのあり方と、親子会社に関する規律を中心に新しい制度が創設されました。

具体的な改正点については、法務省のホームページ¹をご確認いただければと思いますが、主な創設制度や改正点は以下の通りです。

1. コーポレート・ガバナンス関連
 - ① 監査等委員会設置会社の創設
 - ② 社外取締役・社外監査役の要件見直し
 - ③ 社外取締役を置いていない場合の理由の開示
 - ④ 監査役（監査役会）による会計監査人の選任等に関する議案の内容の決定
2. 親子会社関連
 - ① 多重代表訴訟制度の創設
 - ② 親会社による子会社株式等の譲渡における株主総会の特別決議による承認について
3. M&A 関連
 - ① 特別支配株主の株式等売渡請求（キャッシュアウト）の創設
 - ② 支配株主の異動を伴う募集株式の発行等に関わる規制の創設
 - ③ 全部取得条項付種類株式の取得（全部取得）手続の見直し
 - ④ 株式買取請求があった場合における価格決定前の支払制度の創設
4. その他

本稿では、この度の会社法改正で新設された社外取締役の規定にフォーカスし、日本の社外取締役の現状、課題、及びこの度の改正による今後の展望について、考察したいと思います。

2. 社外取締役とは

本章では、まず、現行法上の社外取締役制度について確認したいと思います。

我が国における社外取締役は、2002 年度の商法改正で導入された制度であり、一般的に、その役割は企業のガバナンス向上の観点から、会社の経営が適正になされているかを、外部の視点から監督・モニタリングすることとされています。つまり、社外取締役は社内における業務活動には従事しない代わりに、取締役会の監督機能強化、経営に対する監視、業務執行の適正性の保持等の機能が期待されています。

社外取締役については、現行の会社法第 2 条第 15 号に以下のように定められています。

社外取締役とは、株式会社の取締役であって、当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役若しくは執行役又は支配人その他の使用人でなく、かつ、過去に当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役若しくは執行役又は支配人その他の使用人となったことがないものをいう。

1 法務省ホームページ (http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00151.html)

また、現行の会社法の規定上、社外取締役の設置が必須となるケースは以下の通りとされています。

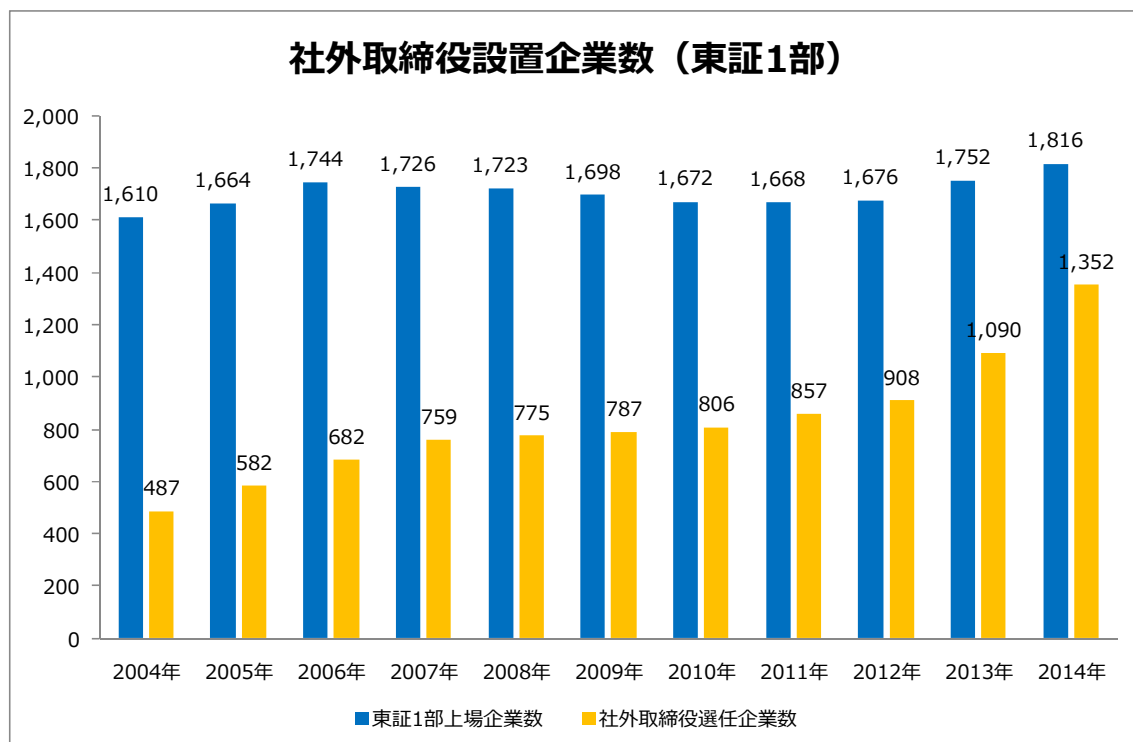
1. 委員会設置会社以外の取締役会設置会社において、特別取締役による議決の定め²をする場合（会社法第373条第1項第2号）
2. 会社を委員会設置会社とする場合（会社法第400条第3項）

以上の条文から、現行の会社法では、社外取締役の要件を「現在、及び、過去において当該株式会社、または、その子会社の業務執行取締役、執行役、支配人その他の使用人」になったことがない者と規定しているのみであり、会社からの完全なる独立性を要求しておらず、また、公開会社であっても、必ずしも社外取締役を設置する義務があるわけではないことが分かります。

3. 近年における社外取締役の状況

ここで、近年における我が国の社外取締役の状況を見てみましょう。

以下のグラフは、2014年8月時点で東証1部に上場している企業で社外取締役を選任している企業がどの程度存在するかを表したグラフ³です。

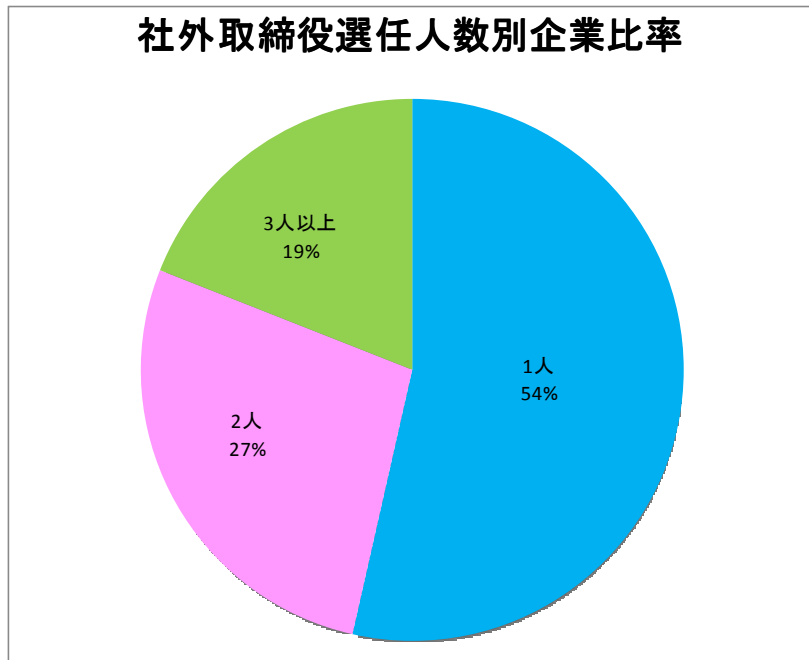


グラフを確認すると、2014年8月時点で、東証1部に上場している企業1,816社のうち1,352社と、実に74.4%の会社が社外取締役を設置しており、社外取締役制度が規定されて間もない2004年に比べるとその数はかなり増加していると言えます。しかしながら、一方で

2 本来は取締役会の専決事項である重要財産の処分及び譲り受けと多額の借財をあらかじめ取締役の中から選定された3名以上の特別取締役により議決し、それを取締役会決議とすることを認める制度。

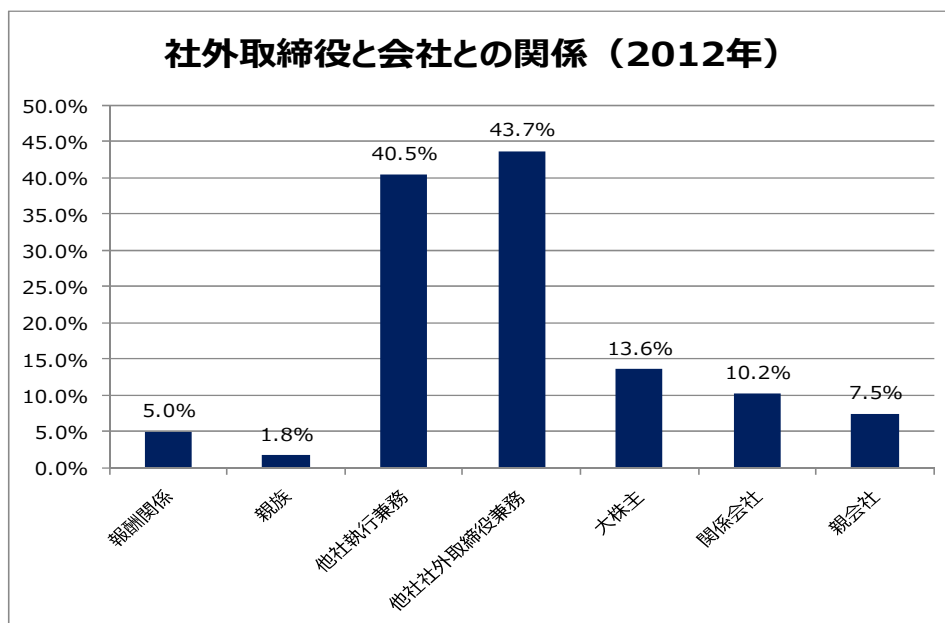
3 「上場企業のコーポレート・ガバナンス調査（日本取締役協会2014/8/1）」
(<http://www.jacd.jp/news/odid/cgreport.pdf>) より引用。

残りの 464 社については社外取締役を選任しておらず、また、社外取締役を選任している企業についても、1 人しか社外取締役が存在しない会社が半数以上存在しています。この点、取締役会の過半数を社外取締役が占めることを要求する諸外国に比べると、まだ我が国では十分に社外取締役を確保できているとは言えない状況です。



「上場企業のコーポレート・ガバナンス調査
(日本取締役協会 2014/8/1)」より引用。

別の視点から見てみましょう。以下は 2013 年 2 月に東京証券取引所が発表したコーポレート・ガバナンス白書⁴による、社外取締役と会社との関係を示したグラフです。



4 東証上場会社コーポレート・ガバナンス白書
(<http://www.tse.or.jp/rules/cg/white-paper/b7gje60000005ob1-att/white-paper13.pdf>)

グラフを見ると、全体の約 25%の社外取締役は、就任している企業に対する社外性を完全に保持しておらず（親会社出身:7.5%、親会社・子会社以外のその他関係会社出身:10.2%、親族:1.8%、報酬関係:5.0%）、この点においても、社外取締役の社外性要件として就任する企業と重要な関係を持たないことを要求している諸外国に比べ、独立性・中立性の面からまだ十分ではないと言える状況です。

【参考:諸外国の社外取締役制度】（金融庁ホームページより引用）

	アメリカ	イギリス	フランス
取締役会の構造	・ 上場企業の取締役会の過半数は社外取締役。	・ 取締役会の過半数は社外取締役であることを要求。	・ 社外取締役を取締役の 2/3 以上とすることを義務付け。
社外取締役の独立性	・ 株主、取引先など、当該企業と重要な関係を持たないこと。 ・ 社外取締役としての報酬以外を当該株式会社から受けないこと。	・ ほぼ同左	・ ほぼ同左

以上のように、現行の会社法上の規定では、社外取締役の設置が強制されているわけではないこと、及び社外取締役の完全なる独立性が要求されていないことから、社外取締役によるコーポレート・ガバナンスは十分に機能するに至っていないと推察されます。

そこで、上記の状況をさらに改善し、社外取締役によるコーポレート・ガバナンスをより強固なものとするを目的として、この度の会社法改正が実施されました。次章では、この度の会社法改正の内容をもう少し具体的に確認していきたいと思います。

4. 平成 26 年会社法改正

冒頭で記載しましたが、この度の会社法改正では、コーポレート・ガバナンスに関連する規定の見直しが図られました。その中で社外取締役に関連する規定も改正されています。具体的には、以下の 2 点です。

1. 社外取締役・社外監査役の要件見直し

現行の会社法上の規定では、社外取締役の社外性要件として、「現在、及び、過去において当該株式会社、または、その子会社の業務執行取締役、執行役、支配人その他の使用人」になったことがない者と規定していますが、改正会社法では、上記の要件に加えて、①親会社、または、兄弟会社の関係者でないこと、及び、②当該株式会社の関係者（重要な使用人を含む）の配偶者又は二親等内の親族でないことが追加されます。

上記のように、社外性の要件が厳格化される代わりに、社外性の対象期間に関わる要件が緩和され、過去 10 年間、当該株式会社、またはその子会社の業務執行取締役、執行役、支配人その他の使用人になったことがない者であれば、社外性の要件を充たすこととなります。

2. 社外取締役を置いていない場合の理由の開示

現行の会社法上の規定では、社外取締役の設置は必須となっているわけではありません。この点について、改正法検討の際には社外取締役設置の義務化も検討の俎上に載ってはいましたが、経済界の反発により今回の改正では見送られています。

その代わりに、事業年度の末日において、監査役会設置会社（公開会社かつ大会社に限る）であって、株式につき有価証券報告書を提出しなければならないものが社外取締役を置いていない場合には、取締役は、当該事業年度に関する定時株主総会において、「社

外取締役を置くことが相当でない理由」を説明しなければなりません。

このような改正の背景には、2011年のオリンパスの巨額損失隠し事件や、大王製紙の創業者による巨額背任事件により、我が国のコーポレート・ガバナンスの強化を改めて検討する必要性が議論になったことが挙げられます。また、我が国の企業におけるコーポレート・ガバナンスが不十分であることが、日本企業の投資先としての魅力を失わせているという、内外、主として海外からの批判を受け、社外取締役の要件を厳格化することで内外投資家の信頼を高め、国内投資を活性化させる目的も背景にあると言えます。⁵

我が国のコーポレート・ガバナンスをさらに強化し、国内市場を投資家にとってより魅力的なものとするべく、安倍晋三首相が進めるアベノミクスの成長戦略にも盛り込まれ実現したこの度の会社法改正ですが、今後の社外取締役制度にどのような影響を与えるのでしょうか。次章では、その点について考察したいと思います。

5. 考察

前章で記載した通り、この度の会社法改正では、社外取締役の義務化については見送られましたが、社外取締役を設置しない場合は、設置することが相当でない理由を開示する義務が課されました。本開示義務については、「社外取締役の事実上の義務化」とみなすことができることから、今後、コーポレート・ガバナンスが強化されるだろうとの見方があります。確かに、「社外取締役を置くことが相当でない理由」の開示義務を課すことで、社外取締役を選任する方向へ会社が動くことは考えられるでしょう。しかしながら、この点については、必ずしも開示義務によって社外取締役の選任が促進され、コーポレート・ガバナンスの強化が図られるとは言い難いと思います。

その理由は、社外取締役の人材難にあります。9月2日の日本経済新聞によると、主要上場会社100社の社外取締役300名のうち、37名が2社以上の社外取締役を兼務しており、中には上場7社の社外取締役を兼務する人物もいる状況とのことです。このような状況は、会社が社外取締役への就任を依頼することができる人物が、不足していることの表れと捉えることができます。つまり、社外取締役の役割が会社の経営に対する監督・モニタリングである以上、会社の経営に近い立場での知識・経験が求められるところ、そのような適格性を保持した人物が少ないことから、一人の人物が複数の会社の社外取締役を兼務せざるを得ない状況が生まれていると考えられるのです。

また、この度の会社法改正によって社外取締役の社外性がさらに厳格化されたことに伴い、現在、会社の社外取締役に就いている人物のうち、社外性を充たさなくなる人物が出る可能性も十分にあると考えられます。特に、現在、社外取締役を1名しか選任していない会社については、その1名が社外性を充たさなくなった場合、速やかに社外取締役を探す必要性が発生します。このような状況が多数の会社で起きた場合には、複数の会社の社外取締役を兼務する人物の割合がさらに増加する可能性があります。

社外取締役の役割が会社経営の適正性を監督・モニタリングすることにある以上、ある程度は就任している会社の状況を把握しておく必要があることを鑑みると、一人の人物があまりに多くの会社の社外取締役を兼務することは、あまり望ましい状況ではないと考えられます。

また、兼務であったとしても社外取締役を選任することができる会社はまだ良い方で、会社に

5 第186回国会 参議院法務委員会第15号(2014/5/15) 糸数慶子議員の質疑に対する谷垣禎一前法務大臣の答弁より。(議事録: <http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/186/0003/main.html>)

よっては、社外取締役を選任することもかなわない会社も出てくる可能性があります。同日の日本経済新聞には、「地方に本社を置く企業については、一人であっても社外取締役の人選に苦労している」との経団連幹部のコメントが掲載されています。

このように今回の会社法改正は、社外取締役の兼務を促進し会社の経営に対する監督・モニタリングがおろそかになる可能性、更には社外取締役の数を減少させる可能性も秘めていることから、必ずしも我が国のコーポレート・ガバナンスをさらに強固なものとするとは限らないと言えます。この度の会社法改正に前後して、従来、社外取締役を設置していなかったキャノンや新日鉄住金を始めとして、各所で社外取締役選任の動きが起きていますが⁶、今後、期待通りにコーポレート・ガバナンスが強化されていくかについて、注目していきたいと考えています。

6. おわりに

前述の通り、この度の会社法改正は、現在、就任している社外取締役の社外性を失わせる可能性を秘めたものとなっており、改正会社法が施行された際には、「社外取締役を置くことが相当でない理由」の検討が現実問題となって浮上する会社が現れることが予想されます。

本稿を執筆している時点では「社外取締役を置くことが相当でない理由」の具体例は明らかになっていませんが、本来、会社のコーポレート・ガバナンスのあり方は、会社の事業特性に基づいて固有のものであるべきと考えられることから、ある一定の自由度が認められるものになるべきと考えます。

今後、本件に関わる判例や国の指針等で徐々に「社外取締役を置くことが相当でない理由」の具体例が明らかになってくるものと考えられるため、来年の施行に向けた各種動向にも注目したいと思います。

以上

6 日本経済新聞記事より。

(キャノン：http://www.nikkei.com/article/DGXNASDD290K9_Z20C14A1TJ1000/)

(新日鉄住金：http://www.nikkei.com/article/DGXNASDZ0404D_U4A300C1TJ2000/)